函館市公害防止条例改正検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　函館市の環境の状況に応じた公害規制を行うことができるよう函館市公害防止条例（昭和４７年函館市条例第１８号。以下「条例」という。）を改正するにあたり，専門的な立場で検討することを目的に，函館市公害防止条例改正検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は，次に掲げる事項について検討協議し，その結果を市長に報告する。

(1)　公害の防止に関する施策に関すること。

(2)　公害の防止に関する規制に関すること。

(3)　その他条例を改正するにあたり市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は，委員５人以内で組織する。

２　委員は，学識経験者その他市長が適当と認める者から市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は，委嘱の日から第２条に定める事項についての検討結果を市長に報告する日までとする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

２　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは，委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は，委員長が招集する。

２　委員長は，委員会の会議の議長となる。

３　委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができ

ない。
４　委員会の会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は，環境部環境対策課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は，平成２９年４月１２日から施行する。

２　この要綱による最初の会議は，第６条第１項の規定にかかわらず，市長が招集する。